

倉吉市の条例等の規定に基づく立入検査等の際に携帯する身分を示す証明書の様式の特例に関する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市規則第11号

倉吉市の条例等の規定に基づく立入検査等の際に携帯する身分を示す証明書の様式の特例に関する規則

- 1 法律又は市の条例の規定に基づく他人の占有する土地への立入り、税、料その他の徴収金の徴収、文書その他の物件の提出若しくは提示若しくは報告の請求若しくは命令、質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押え（以下「立入検査等」という。）の際に職員がその身分を示すものとして携帯すべきものとされている証明書は、他の規則その他の規程の規定にかかわらず、別記様式によることができる。
- 2 前項の規定によるもののほか、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）その他の法令において、別記様式と同様の様式により、市の職員が立入検査等を行う場合にその身分を示す証明書として携帯すべきものとされているものについては、別記様式を用いることができる。
- 3 前2項の規定によるもののほか、鳥取県又はその機関が定める条例その他の規程において、別記様式と同様の様式により、市の職員が立入検査等を行う場合にその身分を示す証明書として携帯すべきものとされているものについては、別記様式を用いることができる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（本則関係）

（第1面）

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書		
職 名	写真		
氏 名			
生年月日	年	月	日生
	年	月	日交付
	年	月	日限り有効
倉吉市長	印		

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記入すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。